

平成19年1月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第4452号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年1月15日

判 決

原 告

上記訴訟代理人弁護士

横浜市

被 告

上記代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、536万2000円及びこれに対する平成18年1月2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、570万2000円及びこれに対する平成18年1月2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 主文2項と同旨
- (3) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 原告の主張 (請求原因)

## 1 事実関係

(1) 被告は、いわゆるパチスロ（回胴式遊技機又はパチンコ型スロットマシン。以下「パチスロ」という。）を攻略する有力な情報があると称して、「情報」を販売している会社である。

(2)ア 原告は、雑誌に掲載されていた被告の広告を見て、被告に電話をした。その結果、原告は、平成18年1月9日（訴状における「19日」との記載は誤記と認める。）名古屋で、被告従業員の金■と会った。

原告は、金■から被告の情報提供についてのパンフレット（甲12）、会員登録についてのパンフレット（甲13）を渡された上、被告の会員になれば、被告からパチスロ攻略情報の提供を受けることができる旨の説明を受けた。この際、金■は、人件費を惜しまず人を使ってパチスロの攻略情報を収集していること、パチスロ製造メーカーの人間とパイプがありパチスロの攻略情報を取得している旨を説明した。

原告は、以上のような金■の巧みな説明を聞き、確実に勝利することができるパチスロの攻略情報があると信じ込んだ。そして、被告の会員になれば、必ず勝つことができるパチスロの攻略情報を購入することができるので、会員になりたいと思い、金■に対し、入会したい旨の回答をした。

原告は、金■に実演指導もしてもらい指導してほしかったことから「マスターグレード会員」になることとし、会員登録を申し込み、会員登録料52万5000円とパチスロ「」の攻略情報料63万5000円の合計116万円を、同日現金で支払い、即時、金■から、パチスロ「」の攻略情報（甲15の1ないし3）を渡された（以下「本件第1契約」という。）。

イ 原告は、本件第1契約を締結した後、金■と2人で一緒にパチンコホールに行き、パチスロを行い、攻略情報を試した。金■は、しばらく遊技した後、「用事があるから帰ります。私の遊んだ台を使ってください」と言

って帰っていった。金■は「当たり」が一応あったものの、収支はマイナスであった。原告は、遊技し続けたが、まったく「当たり」がこなかった。原告は、金■に電話し、まったく当たらない旨を伝えると、「おかしいですね。やり方が下手なのかもしれませんので、そのまま続けてください。」と返答されるのみであった。

同日以降、原告は、被告から教えてもらったとおりの攻略情報を利用し、2回から3回パチスロで遊んだが、まったく「当たり」が来なかった。そのため、原告が被告に電話すると、対応した被告従業員は「おかしいですね、やり方が間違っているのではないですか。」と返答するのみであった。

さらに、原告が、被告から教えてもらったとおりの攻略情報を利用し、パチスロ「 」で遊んでも、まったく「当たり」はこないので、被告に何度か「当たりがこない」と架電すると、対応した被告従業員は、「もっと上のクラスの会員になれば、やり方が簡単な攻略情報をお教えします」と回答するに至った。

(3)ア 原告は、被告従業員の対応から、上のクラスの会員になったほうがいいのかと考えるようになり、同年2月19日、名古屋で、被告従業員の濱■と会った。

濱■は、言葉巧みに「会員のグレードを上げれば大丈夫。VIP会員になれば、簡単でしかも確実に当たる攻略情報をお教えします。」と説明し、原告は、簡単でしかも確実に当たる攻略情報を教えてくれるのであればVIP会員になりたいと思ったが、85万円しか所持していなかった。

原告は、濱■から「本来、VIP会員として登録するには105万円の登録料が必要ですが、今、85万円しかないのであれば、足りない分は私が何とかします。」と言われ、同人に現金で85万円を支払い、即時、濱■から、パチスロ「 」の新しい攻略情報の記載されたメモ（甲16）を手渡された（以下「本件第2契約」という。）。。

イ 原告は、濱と2人で、パチンコホールに行きパチスロ「北斗の拳」で遊んだが、まったく「当たり」はこなかった。

その後も、原告は、同攻略情報を使ってパチスロ「北斗の拳」で遊んでも、まったく「当たり」はこなかったので、被告に当たらないと何度も架電した。

(4)ア 原告は、同月25日、名古屋にて、被告従業員の安と会った。

原告は、安から「会員のグレードをもっとあげてシルバー会員になれば、もっと有益な情報が手に入り、確実に当たります。」と言葉巧みに説明され、確実に当たるのであれば、シルバー会員になってもいいと思ったが、シルバー会員の登録料200万円を所持していなかった。

原告が、安に対し、所持金がないので登録することができない旨伝え、同人は「お金がないならサラ金から借りて払えばいい。パチスロで幾らでも稼ぐことができるのですぐに返すことができる。今回は特別に125万でいい。」などと言って、原告に対し、サラ金から金を借りるように執拗に勧めた。

原告は、同日、「もし、当たらなかつたら、利子は会社で払ってください。」と行ってサラ金から30万円を借りて、同額をシルバー会員の登録料の一部として支払った。

原告は、さらにサラ金から借入をして、同年3月5日、名古屋にて、被告従業員の芝に対し、シルバー会員の登録料の残額95万円のうち94万円を支払った。芝は、残額1万円を免除した。

原告は、芝から、パチスロ「押忍!番長」の攻略情報(甲17)を渡された。(以下「本件第3契約」という。)

イ 原告は、芝と2人でパチンコホールに行き、攻略情報を使っても遊んだが、2人とも負けた。原告が芝に文句を言うと、「打ち方が悪い」と逆に怒り始める始末であった。

その後、原告は、被告から教えてもらったとおりの攻略情報を何度も使  
ってパチスロで遊んでみたが、全く当たらなかった。

(5)ア 原告は、あまりに当たらないので、3月23日、直接、被告の本店に行  
き、当たらないので、お金を返してほしいと言った。

原告に対応した被告従業員の村●は、「もう一つ上に会員になってみま  
せんか。そうすれば大丈夫です。当たります。」と言葉巧みに原告を誘  
った。

村●は、登録を洩る原告に対し、「借金して払っても、パチスロで儲か  
るのですからすぐに返せますよ。」、「本当は登録料が1000万円だが、  
特別に今までに払った分が1000万円になればいいとします。サラ金か  
ら今借りられるだけ借りて払ってください。それでも足りない場合はパチ  
スロで当たったときに払ってくれればいいですよ。」と勧誘した。

原告は確実に当たる情報が手に入るのであればと思い、サラ金から16  
3万2000円を借りて村●に支払い、即時、そして、村●からパチスロ  
「北斗の拳」の攻略情報が書かれた紙(甲18)を渡された(以下「本件  
第4契約」という。)

イ 原告が、同攻略方法に基づきパチスロで遊んでも勝つことができず、さ  
らに、被告が設置しているパチスロのトレーニングルームで打ち方の練習  
をしても、勝つことはできなかった。

## 2 不当利得返還請求権

(1) パチスロはギャンブルであるという性質上、大当たり等を得るのは偶然に  
よるものといえる。

被告は、パチスロの攻略情報という消費者契約法4条1項2号に規定する  
「その他の当該消費者契約の目的となるもの」に関して、大勝利間違いなし  
等として「断定的判断の提供」をし、原告はその内容が確実であると誤認し  
ている。

(2) 原告は、平成18年12月7日到達の訴状をもって、消費者契約法4条1項2号を理由に本件第1契約ないし本件第4契約（以下「本件各契約」という。）を取り消す旨の意思表示をした。

(3) したがって、被告は、原告に対し、登録料・情報料として原告が被告に支払った488万2000円を不当利得として返還する義務を負う。

### 3 不法行為に基づく損害賠償請求権

(1) 被告が、原告に対し教えた情報は、パチスロ機に投入するメダルの枚数を調整したり、ストップボタンの押し順を変化させたり、レバーを押し方向を変化させる等して子役や大当たりの当選に影響を与え、必ず勝利するというものであった。

しかし、パチスロ攻略情報というものは存在しない。

存在しない情報を売るといふ被告の行為は詐欺である。すなわち、被告は、パチスロで遊技することが好きで勝ちたいと熱望している原告の心理を巧妙に利用し、騙して金員を巻き上げたのである。

したがって、被告は、原告が被った損害を賠償する義務を負う。

(2) 原告は、被告の詐欺により、大切なお金を奪われたことにより精神的苦痛を被った。これを金銭に換算すると、30万円を下らない。

(3) また、原告は、上記2(3)の登録料・情報料488万2000円及び上記3(2)の慰籍料30万円を回復するために弁護士に本訴提起を依頼せざるをえなかった。その額は52万円をくだらない。

### 4 予備的請求

(1) 消費者契約法は、民法の特別法であり、消費者契約法が優先して適用されると解すべきであるから、原告は、上記2(1)ないし(3)のとおり、不当利得返還請求権に基づき、登録料・情報料として原告が被告に支払った488万2000円を請求する。

(2) 仮に、上記488万2000円につき、消費者契約法による取消が認めら

れない場合には、被告の詐欺による損害として認められるべきである。

- (3) したがって、原告は、被告に対し、予備的に、不法行為に基づき、登録料・情報料相当額488万2000円の損害賠償を求める。

## 5 まとめ

よって、原告は、被告に対し、主位的に、不当利得返還請求権に基づき488万2000円及び不法行為に基づき82万円並びにこれら（合計570万2000円）に対する訴状送達の日翌日である平成18年12月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に不法行為に基づき570万2000円及びこれに対する平成18年12月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 第2 被告の主張（請求原因に対する認否等）

- 1 不法行為の事実はない。
- 2 消費者契約法は、消費者と事業者との間に存在する契約の締結、取引に関する構造的な情報の質及び量ならびに交渉力の格差に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に関して、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるようにする場合を法定することによって、消費者と事業者との間で締結される消費者契約に関して、トラブルが生じた際に、消費者自らによる救済を行いやすくすることを通じて、消費者の利益の保護を図り、もって、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することが目的とされているのであるから、消費者が当該取消権を行使するためには、その対象たる消費者契約の内容が私法秩序にしたがったものであることが、前提になるべきというべきである。

また、消費者契約法では、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供することが求められており、その一方、消費者には、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を

活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解することが求められているが、ここでいう消費者の努力義務は、立法趣旨等からみて、消費者が自己責任を問いうる程度のレベルまで契約内容を理解し、同法で取消しとされるようなトラブルに至らないようにすることであると解する。

その様な観点から検討するに、パチンコやスロットは、社会通念上、大半の遊技者の損失の上に一部の遊技者の利得があり、ギャンブル性の相当強い遊技であるとみられていることに鑑みれば、本件契約は、その様な性質を有するパチンコやスロットによって、いわば不労所得を得ようとして締結されたものであるから、消費者契約法の保護を受ける契約には該当せず、したがって、原告は本件各契約を取り消すことはできない。また、原告は、金員を出す以上は、被告とのやり取りの中で、出てきた疑問について、きちんと問い質すべきであったところ、本件各契約の締結に当たって、消費者として尽くすべき通常の注意義務を尽くしていない。

したがって、被告は、消費者としての努力義務に違反したものであり、本件各契約について消費者契約法の保護を受ける立場にないというべきであり、被告がした取消しは効力を生じない。

### 3 民訴法上、弁護士費用の請求は認められない。

原告は、任意に弁護士を依頼したものであり、それに要する費用を被告が支払わなければならない理由はない。

## 理 由

### 第1 事実関係について

- 1 証拠（甲12, 13）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因1(1)が認められる。
- 2 証拠（甲4, 12, 13, 14, 15の1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(2)アが認められる。
- 3 証拠（甲1, 16）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因1(3)アが認められ



る。

- 4 証拠（甲 2, 5, 6, 11, 17）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因 1 (4)アが認められる。
- 5 証拠（甲 3, 7ないし 11, 18）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因 1 (5)アが認められる。
- 6 上記 1 ないし 5 の各事実並びに証拠（甲 19, 20）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因 1(2)イ, 同(3)イ, 同(4)イ及び同(5)イが認められる。

## 第 2 不当利得返還請求権について

1 原告は、消費者契約法 2 条 1 項に規定する消費者であり、被告は、反復継続してパチンコないしパチスロの攻略情報を販売している同条 2 項に規定する事業者である。

2 パチスロは、射倖性の高い遊戯機であり、パチスロ遊技において、投入した以上のメダルを獲得することができるか、すなわち、利益を上げることができるか否かは不確実な事項である（甲 19, 20, 弁論の全趣旨）。

にもかかわらず、被告は、原告に対し、上記第 1 の 2 ないし 5 の認定事実（請求原因(2)ア, (3)ア, (4)ア, (5)ア）のとおり、本件各契約を締結する際、被告が提供するパチスロの攻略情報に従って遊技することによって、確実に利益を上げることができるとの断定的判断を提供し、原告は、同断定的判断の内容が真実であると誤認している。

したがって、原告は、消費者契約法 4 条 1 項 2 号に基づき、本件各契約を取り消すことができる。

3 請求原因 2(2)の事実は当裁判所に顕著である。

4 したがって、本件各契約は取消しにより無効であり、被告は、原告に対し、登録料・情報料として原告が被告に支払った合計 488 万 2000 円を不当利得として返還する義務を負う。

5(1) 被告は、本件各契約は、パチスロ攻略情報を売買するものであり、買い手

である消費者は、パチスロによって不労所得を目的としているから、消費者契約法によって保護を受ける契約には該当しない旨主張する。

そこで検討するに、消費者契約法は、事業者と消費者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為（本件の場合は断定的判断の提供）により消費者に誤認が生じた場合に、契約を取り消すことができることなどを規定したものであるところ、被告は、全国の契約プロから寄せられる攻略情報やパチスロ遊技機の製造メーカーとのパイプなどを強調して、まさに一般の消費者（パチンコ遊技客）が取得することのできない攻略情報を、契約の対価としているのであるから、本件各契約の取消しを認めたとしても、消費者契約法を逸脱するものではない。

(2) また、被告は、原告が、消費者契約法3条2項の努力義務に違反しているから、同法による保護を受けることができない旨主張する。

思うに、消費者契約法3条は、同法1条の目的に添って、事業者及び消費者双方の努力義務を規定したものに過ぎず、同法3条に規定する努力義務違反を理由として、契約の取消の可否や損害賠償責任の有無といった私法的効果には影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。

付言するに、同法3条2項により、消費者に課せられた努力義務は、事業者から提供された情報を活用することを要請するものに過ぎず、消費者自ら情報を収集する努力までも要請するものではない。換言すれば、消費者は、事業者から情報が提供されることを前提として、少なくとも提供された情報を活用するように要請されるに過ぎない。

この点、被告のパンフレット（甲12）の1丁目裏面には、「パチンコもパチスロも競馬や競輪と同じギャンブルです。ギャンブルは必ず『胴元』とよばれるそのギャンブルを運営している機関が儲かる仕組みになっております。パチンコ・パチスロ業界ではホールやメーカー、各組合です。」との記載があるが、それに続けて、「情報を持たずしてこの『胴元』に立ち向かっ

でもシステム上、短期的には収支を上げる事ができても中長期的には必ず負けることになってしまいます。お客様がそのような事にならないよう当社は今年もパチンコ・パチスロ情報の収集に全力を上げ、お客様の収支に直結する情報を提供し続けていこうと考えております。」と記載され、また、同パンフレットの3丁目表面には「こんな失敗経験ありませんか?」として、他の攻略情報会社に騙された経験をイラスト入りで説明した上、「こんな事になりたくないアナタは、次項を見てください。」として、3丁目裏面及び4丁目表面において、被告従業員による出張実演指導が受けられることなどのセールスポイントを説明し、4丁目表面の末尾に、「被告の充実したシステムだから 安心・確実・大勝利間違いなし!!」と記載されているから、被告から提供される攻略情報を利用すればパチスロで必ず利益をあげることができると思わせる内容になっており、他方、被告の提供する攻略情報の信用性に疑念を抱かせる内容は一切記載されていないから、原告において、いかに被告から提供された情報を活用しようとも、当該断定的判断の内容が確実であるとの誤認を回避することは困難であった。

(3) したがって、被告の主張はいずれも採用できない。

### 第3 不法行為に基づく損害賠償請求権について

1 被告は、将来における変動が不確実な事項について、これが確実である旨の断定的判断を提供したものであり、上記第2の1ないし3のとおり、原告に対し、不当利得返還債務を負担するものであるが、以下の理由により、被告の上記行為は、誤認を通じて消費者の意思表示に瑕疵をもたらしうる不適切な勧誘行為として本件各契約を取消し得べきというにとどまらず、社会通念上、違法なものとして、不法行為にも該当するから、被告は、原告に発生した損害を賠償する責任を負うと解する。

(1) 被告が原告に提供した攻略情報は、いずれも、メダルの投入枚数を調整したり、ストップボタンの押し順を変化させたり、MAXベットボタンを押す



仮に、被告が、原告に対して提供した攻略情報が虚偽であることを知らなかったとしても、登録料ないし情報料として高額の対価を取得する以上、同情報を原告に提供する際、同情報の確実性については慎重に調査すべき注意義務があるから（被告自身、パンフレット（甲12）の6丁目裏面において、かかる調査を行っていることを強調している。）、知らないことにつき過失があるというべきである。

(3) にもかかわらず、被告は、原告との間で、いずれの攻略情報も確実であるとして、本件各契約を締結したのであるから、本件各契約の締結は、全体として1個の不法行為（以下「本件不法行為」という。）を構成するというべきである。

2(1) 原告は、本件不法行為により、登録料及び情報料に相当する額（488万2000円）の損害を被った（甲1ないし5）。

(2) さらに、原告は、慰藉料として30万円の請求をする。

そこで検討するに、一般に財産権を侵害する不法行為の場合には、相手方に精神上的打撃を加えることを目的としてことさらに当該不法行為がなされたか、その財産が被害者にとって特別の価値を有する特殊の物であるとかというような特段の事情のない限り、財産上の損害が賠償されるときは、それによって同時に精神的苦痛も慰藉されるものと解すべきである。

本件において、かかる特段の事情は認められず、原告の慰藉料請求は失当である。

(3) 原告が本訴の追行を 弁護士に委任したことは当裁判所に顕著であり、本件事案の内容を考慮すれば、被告の本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は48万円と認めるのが相当である。

(4) したがって、原告は、被告に対し、不法行為に基づき536万2000円の損害賠償を求めることができるが、うち488万2000円については、不当利得返還請求権と請求権競合の関係にある。

#### 第4 結論

よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき488万2000円及び不法行為に基づき48万円並びにこれらに対する訴状送達の日翌日である平成18年12月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法61条、64条ただし書を、仮執行宣言について同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第6部

裁 判 官 安 田 大 二 郎

これは正本である。

平成19年1月29日

名古屋地方裁判所民事第6部

裁判所書記官 福井祥浩



